

## 取りまとめ後の報告書の取扱いについて（案）

1. 各懇談会委員の発信力により、報告書に盛り込まれた内容を様々な場面で広く国民にPRする。

（例）テレビ、新聞、雑誌等における話の素材としていただく。

2. 厚生労働省より、様々な機会をとらえてPRする。

① 報告書の提言内容のうち施策として実施できるものについては、厚生労働省として、積極的に取り組むとともに、経済財政諮問会議や社会保障国民会議のような政府全体の会議における発信機会も活用しながら関係省庁にも働きかける。

② G8労働大臣会合（5月11日～13日）において、報告書の内容を各国へ紹介する。

③ 厚生労働省HPを通じた発信、『厚生労働白書』における活用、地方自治体や労使団体や関係業界を集めての会議での紹介等により、国民各層にPRする。